

第15回鷹巣阿仁地域合併協議会会議録

○ 開催日時 平成16年12月21日(火) 午後1時30分から

○ 開催場所 鷹巣阿仁広域交流センター

○ 会議次第

1. 閉会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名

4. 議題

(1) 報告

報告第20号 「地方税の取扱い」の具体的調整について

報告第21号 「事務組織及び機構の取扱い」の具体的調整について

報告第22号 「介護保険事業の取扱い」の具体的調整について

報告第23号 「納税関係」の具体的調整について

報告第24号 「児童福祉事業」の具体的調整について

報告第25号 「学校教育事業」の具体的調整について

報告第26号 「社会教育事業」の具体的調整について

5. その他

6. 閉会

○出席者の状況

出席委員

鷹巣町長	岸部 陸	鷹巣町議会議長	清水 修智
鷹巣町議会議員	簾内 順一	鷹巣町議会議員	千葉 文吉
鷹巣町	今野 實	鷹巣町	檜森 正
鷹巣町	和田 テエ子		
合川町長	佐藤 修助	合川町議会議長	佐藤 吉次郎
合川町議会議員	吉田 芳雄	合川町議会議員	和田 三九郎
合川町	成田 道胤	合川町	小笠原 聡
合川町	鈴木 孝子		
森吉町長	近藤 健一郎	森吉町議会議長	庄司 憲三郎
森吉町議会議員	桜井 忠雄	森吉町議会議員	春日 一文
森吉町	佐藤 金正	森吉町	畠山 慎咲
森吉町	片山 信隆		

阿仁町長	濱田 章	阿仁町議会議長	山田 博康
阿仁町議会議員	山田 賢三	阿仁町議会議員	小林 精一
阿仁町	佐藤 昭春	阿仁町	三杉 誉子
阿仁町	菊地 忠雄		
欠席委員	秋田県 石井 護		

○出席者幹事及び事務局

(幹事)

幹事長	吉田 茂	副幹事長	柴田 信勝
副幹事長	恵比原 脩	副幹事長	工藤 博
鷹巣町総務課長	今畠 健一	鷹巣町まちづくり政策課長	村上 儀平
合川町総務課長	松岡 宗夫	合川町総務課主査課長補佐	杉荆 敬輝
阿仁町総務企画課長	鈴木 美千英	阿仁町財務課長	田口 惣一

(事務局)

事務局長	斎藤 彦志	事務局次長	佐藤 満 ほか
------	-------	-------	---------

6. 会議の経過について

事務局： 委員の皆様には、年末のお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ございます。

ちょうど定刻1時半となっております。それでは、ただ今から第15回目の鷹巣阿仁地域合併協議会を始めさせていただきます。よろしく願いいたします。最初に岸部会長から挨拶を申し上げます。

岸部会長： 皆さん、大変お久しぶりでございます。私の挨拶をする前にこの度、森吉町長さんに近藤健一郎氏が当選されまして、この協議会の委員となります。松橋副会長さんに代わりまして、近藤副会長さんとなりますのでよろしくお願いいたします。近藤町長さんの方からご挨拶をお願いします。

近藤副会長： 皆さん、こんにちは。12月18日から森吉町長を就任させていただいております近藤健一郎でございます。私、第3回目の法定協議会、後ろの方で傍聴させていただいて、勉強させていただいておりました。今回からこちらに席をとっていただきまして、協議に参加することができましたこと、自分なりに非常にうれしく思っておるわけでございます。何分まだまだ未熟でございますけれども、足でまといにならないよう一生懸命頑張りますので、どうぞご指導の程をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

岸部会長： それでは、改めましてご挨拶申し上げます。本当にお久しぶりでございます。

前回、14回までは手続きにいろいろと朝から晩まで協議した時もあります。それが10月19日に調印していただきましてから寂しい思いをしておりましたが、久しぶりにお会いいたしまして大変懐かしくも又うれしく思っている次第でございます。

19日に皆さんと一緒に調印されて、29日に4町長が県の方に合併申請書を持って参りました。ちょうど知事さんはいらっしゃいませんでしたけれども、副知事さんにおいでいただきまして、おっしゃられましたことは、非常にスピーディーに調印まで持っていかれたということと、それから、県北地域というのは、県内で一番自然の豊かなところで、それと自然が織り成す立派な北秋田市ができるというふうなことをおっしゃっていただきまして大変ありがたいことと思いました。

12月15日には県議会に諮られまして、そこを満場一致で通過となりました。そして昨日、県知事の方からこの廃置分合に対する決定書を夕べ、北秋田振興局長さんの方から4町長宛てにそれぞれいただきました。今後はこれから国の方に行きまして、1月の中旬頃には総務省の告示がありまして、それではじめて、手続きの完了ということで北秋田市が誕生することになります。

今日は、久しぶりでございますけれども、年末の本当に忙しいところをご出席いただきまして、本当にありがとうございます。よろしくご審議の程をお願いいたします。

事務局： それでは恒例でございますけれども、資料の方の確認をさせていただきます。最初に皆様に事前に郵送いたしました資料の方を今一度確認したいと思います。まず、会議次第がございます。次に報告第20号「地方税の取扱い」の具体的調整について、次が報告第22号「介護保険事業の取扱い」の具体的調整について、それから続いて、第23号の「納税関係」の具体的調整について、続いて第24号「児童福祉事業」の具体的調整について、25号「学校教育事業」の具体的調整について、26号「社会教育事業」の具体的調整について、以上が事前にお配りした資料でございます。

それから本日、テーブルの上に配布させていただいています資料でございます。報告第21号でございます。「事務事業及び機構の取扱い」の具体的調整について、という資料でございます。

それから、第24号の差し替え用の資料として、4頁の頁番号が打たれてございますけれども、そちらの方ペーパー1枚がございます。そして、今、会長が話されました秋田県知事からの合併決定通知書の写しを資料1ということで皆

様に差し上げてございます。今一度、ご確認の程よろしくお願ひ申し上げます。
よろしいでしょうか。

それでは本日は、欠席されている委員が振興局の石井局長様1名でございます。
従いまして、28名の委員の皆様の出席となりますので、協議会規約第10条第
1項の規定によりまして、本日の会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。
それでは早速これより協議の方に入っております。議長よろしくお願ひ
申し上げます。

岸部会長： それでは本日の会議に入りますが、協議に入る前に会議録署名委員を指名い
たしたいと思ひます。開催地の委員で2号委員と3号委員と取決めしております
ので、2号委員の簾内順一委員と3号委員の和田テエ子委員にお願ひいたします
のでよろしくお願ひいたします。

それでは早速でございますけれども、報告第20号「地方税の取扱い」の具体
的調整について事務局の方からご説明下さい。

事務局： それでは、私の方から説明させていただきたいと思ひます。その前に今後の合
併協議会の持ち方といたしまして、合併協議会の事務局から合併時まで調整す
るとしたことをまず説明させていただきたいと思ひます。

これまで基本方針は、合併協議会で合意されておりますので、その方針に従い
まして取りまとめをいたしました。従いまして、報告という形をとらせていただ
きます。今後の細部項目については、各委員の皆様から建設的なご意見を賜り少
しでも新市へ向けての参考として肉付けをしていただきたいと思います。報告第20号の「地
方税の取扱い」の具体的調整についてでございます。1頁目をご覧になって下さ
るようお願いいたします。入湯税の減免についてでございます。右側の調
整の具体的内容でございますけれども、入湯税の免除というので、
が12歳未満の者。が共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者でその利用料金が600円未
満である施設において入湯する者。ただし、宿泊を伴う場合を除く。が市長が
特に必要と認められた者、ということで、この中で共同浴場とは、ご承知の通り商売
として経営されている浴場ではないが、一般公衆浴場と同じ趣旨の下に運営され
ているもの。それから一般公衆浴場とは、公衆浴場法の営業許可を受けた公衆浴
場で、いわゆる銭湯程度のもので地域住民の日常生活に密接な関係がありまして、
住民の方が気軽に利用できるということで、管内の温泉以外は大部分がこの公衆
浴場法に基づいた入浴料を取っているということでございます。こういう形で、
具体的な内容というわけでございますので、よろしくご協議の程をお願ひ申し上

げたいと思います。

岸部会長： ただ今事務局からご説明がありましたけれども、皆さん達のご意見ないでしょうか。はい、どうぞ。山田（賢）委員。

阿仁町山田(賢)委員： この入湯税の免除の調整なんです、入湯税というのは地方税法の701条、いわゆる鉱泉、鉱山の鉱ですね、鉱の泉、鉱泉浴場における入湯に対して入湯税を賦課することができます。ただ、ここの調整内容を見ますと共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者に、利用料が600円未満の施設では免除すると。そして、宿泊された場合には入湯税を払っていただくと、こういうような調整の内容でございますが、私が考えることは共同浴場だとか一般公衆浴場というのは、いろいろ明示しなくても、いわゆる地方税法の701条の鉱泉浴場か、浴場でないかによって入湯税というものは徴収し、又必要に応じて免除するというような方法でこれを替えてもらわなければ、将来、入湯税の徴収条例が出た場合に私は意見が出てくるのではないかなあと、こういうふうに考えますが、事務局の見解を尋ねたいと思います。

岸部会長： はい、それでは事務局の方でお答え下さい。

事務局： 財務税務部会の部長の久留島でございます。ただ今のご質問、全く同一の感がございます。ただ、条例そのものが鉱泉浴場と言いますか、鉱泉であるかということが原因ですので、敢えて調整内容として、こういう文言を入れさせていただきました。条例自体にはこのようなことが出てきませんので、言ってみますと600円未満である施設で入湯するというようになります。そういうことでよろしいでしょうか。

岸部会長： はい、どうぞ。

阿仁町山田(賢)委員： 私思うんですね、一般公衆浴場というのは、例えば全くの地下水を汲み上げるなり、水道を設けても600円以上の入湯料を取る。徴収すれば、それに対して150円の入湯税を賦課することができます、逆に言えば解釈にも成り立つんじゃないかなとこう思うから、やはり地方税法の第701条に規定されておる鉱泉、鉱山の鉱と泉の鉱泉浴場でなければ、私は入湯税というものは、いかに条例がこういう一般公衆浴場という名称が出た場合に賦課することができないんじゃないかなと、こう思うわけです。その点について、再度質問します。

岸部会長： その点、事務局からお願いします。

事務局： ただ今委員が申し上げた通りであります。鉱泉浴場でなければ対象になりません。そういうことで、この共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者で、その利用料金書いてあります。大変失礼しました。今の具体的調整内容のことですが、まさに委員がおっしゃっている通りでございますので、そのことを踏まえて文言については条例で適切に対応したいと思います。

阿仁町山田(賢)委員： それじゃ、さらに申し上げますが、私は公衆浴場というものは、どういうものかということ、私が言わなくても皆さんがもうお分かりだと思っておりますが、一般の人々が自由に入浴できる低料金又は無料の浴場、銭湯、銭の湯ですね。銭湯であると、公衆浴場には内容、定義がこういうふうになっているんです。それから共同浴場の場合は、共同で無料の浴場で入浴できる公設又は地域の浴場を共同浴場と言うと、こう書かれているわけですよ。そして、この文面であれば私は今事務局の方で条例の段階で鉱泉浴場と明記するというご説明でありますけれども、はっきりと条例制定する場合には、やはりこの地方税法の701条に沿う形で条例を制定しなければ、一般の方から、もし私の方の温泉は、温泉という言葉は使われないと思いますが、600円以上取った、公衆浴場だから払わなくてもいいと、既にそういう意見も出ているんですよ。いわゆる温泉が、今の公衆浴場かという問題。だから、あくまでも鉱物資源の入っている温泉法にのった施設の摂氏25度以上の温度がある温泉から、それを利用する方から入湯税というものは徴収するんだということをはっきりしておかなければならないんじゃないかなと、こういうふうに考えますが、条例制定の段階で十分にその点は注意してやっていただかなければ困るんじゃないかなと思ひまして意見を申し上げたわけです。

岸部会長： ありがとうございます。これはそうすると、部会の方では文書替えますか。

事務局： 事務局として、十分検討させていただきます。

岸部会長： それじゃ、もう一度皆さんにこの次に提案いたしますので、よろしく願いいたします。その他にございませんでしょうか。はい、小林委員。どうぞ。

阿仁町小林委員： 関連でお伺いします。利用料金が600円というものの根拠ですね、というのは、この利用料金というのは入浴した場合に限り、私の町のような場合400

円とかあるわけですが、その他に部屋を借りると 350 円とられることがありますので部屋代も入浴料も入ったの 600 円か、その辺の根拠をお願いしたいと思います。

岸部会長： 部会長の方からお願いします。

事務局： 現状では、部屋代というのは入っておりません。ちなみにこの管内で一番高い料金 500 円が入湯料という形であります。又、広域においては 450 円と表示にありますけれども、その内に 150 円がついているという料金もございませう。従いまして、そういう意味では料金の基準は非常に区分けが難しいわけですが、現状の中でそういったものがまばらでございますけれども、600 円程度であれば免除という形が適切であろうと、いわゆる部屋代ということになっていけば又別の角度で見なければならぬということでございます。そういう検討をいたします。

岸部会長： はい、分かりました。よろしゅうございませうか、小林委員。他にございませうでしょうか。それじゃ、この文章、文言は訂正することにいたしまして、次回に示すことにいたします。ありがとうございました。

岸部会長： それでは、その次の報告第 2 1 号「事務組織及び機構の取扱い」の具体的調整について事務局の方から説明下さい。

事務局： お手元の資料の中でカラーのページ 2 枚ものと、それから所掌事務の「案」というものがあると思います。その 2 つを含めて報告申し上げたいと思います。平成 1 7 年の 3 月 2 2 日に合併するという設定をした場合に、合併時点では住民サービスが低下しないように、事務をスムーズに移行しなければいけないと考えておるわけでございます。それで行政サービスに対する住民ニーズも非常に多様化してきております。それでスムーズな事務の移行にするために、各総合支所を中心として配置したわけでございます。それで「部」については、企画部、総務部、市民生活部、それから産業部、建設部、5 つの部に設定いたしまして、その中にそれぞれの課を設置したということでございます。

企画部については、総合政策課、財政課、広報情報課、電算システム課。総務部については、総務課、職員課、管財課、税務課、収納課となっております。市民生活部の場合、福祉事務所を新しい市の場合は設置しなければいけないとなっておりますので福祉事務所を下に置きます。その中での福祉課それから高齢者支援課というものを設置いたします。産業部については、農林課、商工観光課。建設

部については、都市計画課、道路河川課、下水道課となります。

支所については、鷹巣、合川、森吉、阿仁の4箇所で、それで森吉支所には前田出張所、阿仁支所には大阿仁出張所を設置します。それから、広域組合が解散となりますので、新しく「消防本部」が配置されます。

次のページが市長部局以外ということで市議会の議会事務局、教育委員会、それから農業委員会、選挙管理委員会、監査委員という設定でございます。具体的にはそれぞれの課については、「所掌事務」の中に各課の方の業務関係を設定しておりますので、そちらの方をご覧ください。以上で報告にかえさせていただきます。

岸部会長： ただ今、市の方の機構の説明があったわけでございますけれども、皆さんからご意見ございませんでしょうか。はい、檜森委員。

鷹巣町檜森委員： 大変大きな仕組みの数であると、私には感じられます。このことについては今後、年次計画の中で職員の数が減っていくわけでありますが、改めてもう一度職員の定数というものを考えを入れていただきたいということが1点です。それから、もう1点、今までの町村の場合に商工観光の中に商工施策が殆ど無いということです。商業の売上額、工業の出荷額、殆ど関心がないという状態で推移してきています。今回の新市の場合にお互い事業を分かち合うということが、今回の合併のスローガンになっているんですが、こういうふうな商工観光というところに5名の職員を配置するということになっておるわけですが、何をやるために、商工のために何をやるのに5名なのか、どういうことをやったらいいか、ひとつお出しいただきたいと思います。

岸部会長： 事務局の方から説明願います。配置人員のことが1つ、それから商工観光課について。

総務企画部会： 専門部会の方から説明を申し上げますが、第1点目、職員の定数の関わり、今後どういう推移の仕方をするかということですが、合併の協議事項の中にありますとおり、4町の職員そのものが新市に引継ぎます。これが基本形になるわけですが、今後の職員の推移については退職者の3分の1程度を職員の補充としていくというような定員管理の協議をいたしております。ですから、3分の2の職員の補充をいたしませんので、将来的には類似団体の定数まで職員が下がってくるという状況になります。

それから、もう1つ、商工観光課の関わりでございますが、今回、商工と観光

と一緒に課にしております。これは、1つは組織のスリム化も前提に入れたものでございますが、具体的には所掌事務の中に記載しておりますが、商工関係については、それぞれの振興を含めた所掌事務を市として行うということでございますので、商工分野をないがしろにするというものではございません。尚一層の商工振興を図るといのがねらいでございます。

岸部会長： はい、どうぞ。檜森委員。

鷹巣町檜森委員： 私がお伺いしたいのは、そういうきれい事ではないです。今までの実態の中で、いろんな税を集めるけれども商工振興策が無かったということなんです。だから今回、新市においては、いろんな職業も含めながら仕事を作ろうという段階において、まだそれはきれい事ではないです。それじゃ、どういうことが新市になりますと商工業に反映されるんですか。これからだということで調整の段階という事でしょうが、五百何十人もいて産業振興のための本当の専門職員が1人もいないということです。

それから、産業をどういうふうに捉えているかということ。このままのギリ貧の状態でもいいのかどうかということを中心にしながら、産業振興のためにどういう手を尽くすのかということが私は人数だと思うんです。それから専門性、殆ど持っていない。持ってなければいろいろなところを考えながら産業振興しないと今の状態ではとてもいけません。名前だけでは商工であって、殆どは何もしないということなんです。ただ税金だけを取るということなんです。それではもう1回お聞きします。これは町長さん方にもお聞きしたいと思うんです。税金だけを取って、それで果たして商工業の政策が満足であったかどうかということです。そこはやっぱりもう1回語らないと新市になっても、今まで通りであれば何にもならないことなんです。そして又、職業がないという状態も今回乗り越えなければならぬわけですから、私は職員の人数というのは非常に類似団体から見れば多いです。それを何とかできないかということなんですけれども、改めて答弁を求めます。

岸部会長： よろしゅうございますか、事務局。

総務企画部会： 再び部会の方から申し上げますが、今回組織機構図の中に商工観光課という職員の人数を記載しております。5名でございますが、商工と観光、これはそれぞれ4町がかかわってきますので、本庁のみならず各支所にもこの商工或いは観光の振興にたずさわる職員を配置しますという前提になります。ですから

各支所と本庁を合わせる人数になると、これの倍以上にはなるということであり
ます。それと商工振興の具体的なものということになるわけですが、前回、まち
づくり計画のかかわりで主要な商工振興の施策を説明いたしておりますが、特に
市街地の活性化事業の関係とか、これは主に鷹巣町を想定とした事業の捉え方も
あるわけですが、それぞれ4町の商店街の活性化事業、これは空き店舗の活用或
いは、IT活用と言うことになると思います。それから商工会さんとの連携が当
然必要でありますので、そういうものを主な事業として今後取り組みたいと、ま
ちづくり計画の段階の説明をいたしておりますが、これらの施策に則って新市で
も取り組むという前提になります。

岸部会長： はい、どうぞ。檜森委員。

鷹巣町檜森委員： 商業振興というのは大変難しいわけですがけれども、やったところとや
らないところは大変差がついています。やったところとやらないところ、漫然と
過ごしたところと手をかけたところでは全く違うんです。ですから、県の産業振
興の機構図を見て何をやっているのか、もう1回勉強して下さい。それから、ま
ちづくりで活性化というの、まちづくり三法は上手く運用することがあると思
っていますか。私、そのために伺いたい。きれいごとでないということなんです。
これから人材が必要だというときに、これぐらいの職員の数があって、どうする
かということが張り付けられる絶好の機会なんです。いいですか、これはやっぱ
り首長の方の考えた方だと思うので、産業振興のためにどういう人材が必要でど
ういう張り付けが必要だかということをもう少し真剣に考えてもらわないとこの
後、非常に困るんです。いつまでもこういうふうにして、まちづくり三法が出た
ところで市街地活性化法があったって、出来たところ無いですよ。それを平気で
話したって困るんです。やろうとしても出来ないんです。今の総務省の16年度
9月に出たアンケートの報告なんか全くだめであったということが書いている
んです。それを又持ち出して話したって何にもなりませんから、県の産業振興機
構との関係をもう少し真剣に考えて下さい。今の状態では何にも前へ進みません。
ただ、文章の羅列だけなんです。その中で人員配置するのは大変迷惑なことです。
固定資産税の徴収や特別な徴収の義務はやる、そんなことを企業に課して、その
他の産業振興がひとつも無いことであれば大変残念です。改めて答弁を求めます。

岸部会長： これは何も商工観光に限らず農林、建設などすべてでそういうことを言われ
れば皆出てくると思います。今、檜森委員はそちらの代表みたいな立場にあるも
のですから、一生懸命力説されているのはよく分かりますけれども、そこだけで

なくて今日は新市における機構図についてでございますから、そこについて提起していただきたいと思います。

鷹巣町檜森委員： それからもうひとつ、今いろんな考え方があるときに、産業の今の業務分掌なんかが出てきたわけですけれども、改めているところとの比較検討をした上でもう少し実のある盛り方をしてもらいたいということで、質問を終わります。

岸部会長： 分かりました。十分他の同じ部門のところと市町村と比較しながら、さらに職員数につきましては、今いる職員がすぐ退職するということではできませんのでそれを退職時に調整していくという方向でございますから、職員数が多いのは分かりますけれども、そういう情勢があるということを入念に入れてほしいと思います。

他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。春日委員。

森吉町春日委員： 市民生活に直接関わるいろんな、実際の機能に関わる組織及び所掌事務の資料が事前に配布されないで、本日配布されたのは非常に不満に思っています。これまでは組織図は示されていましたが、所掌事務或は、人数については示されておりませんでしたので今ここで初めてひっくり返したりして見ているんですが、それぞれの町の職員たちが頭をひねって作ったものだろうと思われませんが、中味については初めて見たものですから、なかなか全体を把握することは難しいんです。今、議長は全体について話せということでしたが、今これを見るとするのは非常に無理があると思いますが、ひとつ気になることを言いますと、まずこの人数はこれで確定したのかどうかということです。それからお尋ねします。

岸部会長： それでは、専門部会長の方から。

総務企画部会： 組織機構図の中に職員の人数を記載しておりますが、一部鷹巣阿仁広域市町村圏、要するに一部事務組合に係る職員の関わりについては、現有体制を想定いたしておりますので、組織機構図の中には今日お出ししている中には、職員数は記載しておりませんが、その他の職員数については、これまでの4町の職員数の実態を把握して向こう3月末の退職或は、採用を前提とした職員数でありますので、これが全部という捉え方で結構です。

森吉町春日委員： 分かりました。それで分散するという事は機能的でないし私は好まないですから、いろんなセクトを或は、本庁なり総合支所の方に重点的に配置することは本当はいいことなんです、ひとつ気になるところは森吉だとか阿仁、鷹巣かということは全く考えていませんが、この総合支所の方を見ますと重点的になっている。例えば北秋田市の観光振興というのは森吉山を中心に奥森吉、奥阿仁ですよ。ところがこれを見ますと、阿仁の方に6人集中配置していることになっていますが、人の出入れで見ますと、森吉山それから森吉側に非常に施設が多いわけです。あそこにサービス面で人を配置しないと困る点がありまして、第3セクターにそれを当たらせたりしているんですが、どちらでもいいんですが、もっと機能的な配置ができないものかなと、或はどうしてこのような配置案を考えたのか、そのわけを説明してもらえませんか。納得できる説明であれば結構なんです。

岸部会長： はい、それでは事務局の方から。

事務局： 今回の組織機構図の中には、阿仁支所に観光振興課を設けております。それで観光振興については、まちづくり計画の中で新市の目玉の政策の1つかと思います。こういうことから、その観光開発及び観光の振興に関する事、その重要性に鑑みまして、本庁のみならず各支所でこの観光分野にも対応できる業務体制をとっております。

そういうことで、本庁と各支所の連携というのは当然大事になってくるわけですが、今回阿仁支所に観光振興課を設けた大きな理由といたしましては、これまで阿仁町で観光に携わる職員、これが従来も配置しておったという経緯等も若干加味いたしまして、それと新市の区域、地域が広範囲にわたるといこともございまして、観光面、これを総体的にレベルアップしなければならないと、こういう形の中から今回阿仁支所に観光振興課を設けるのが観光振興面からの利点として考えられる、とこういうことで阿仁支所に観光振興課を設けたという理由になるうかと思えます。

岸部会長： はい、どうぞ。春日委員。

森吉町春日委員： そうしますと、ここで観光、いわゆる振興という課を設けるわけですから、いわゆる観光振興にかかわる政策的問題とか予算的なものもここでやると、そういう進んだ考えなんでしょうか。

岸部会長： はい、事務局。

事務局： 先程も申し上げましたが、本庁と各支所、この連携が大事であります。そういうことから言いまして観光面の振興に関しても本庁を主体として取り組むというのが基本姿勢になります。それで予算の関係については、各支所からの要求が前提として本庁に要求されますので、後、その執行権のかかわり、予算の執行にかかわる専決規定との問題があるわけですが、いずれ支所からの要求で予算配当するという形になります。

岸部会長： はい、どうぞ。春日委員。

森吉町春日委員： 最初の前段と若干矛盾するなと思っています。特に観光だとか産業全般ですが、現場の声が一番なわけなんですよ。敢えて観光振興課という名称を冠して課を作るんだとすれば、そこである程度政策的なものを掌握して進めていかなければ、本庁と支所なんていう考えだと県と議会みたいなもので、国と県とか、国と市町村みたいな形が今までの悪例として上がってきたわけですが、なかなか特に観光なるものはサービスを主体とした事業でありますから、本庁の方で離れたところで、頭でっかちでものを考えてもなかなか進まないのではないかと、やはりそうしたら本当にその政策的なものに触れた観光振興策をそこに集中的にやらせて、後は機関調整を本庁の方ですするというようなぐらいに進まなければ、私はだめなんではないかと思って今聞いたんですが、題目と中味がちょっとかけ離れているんじゃないかなと思うのですが、如何ですか。

事務局： 観光だけではないですが、新市になった場合、ひとつになろうというのが考え方のひとつだろうと思います。そういうことで、支所の権限と申しましょうか、支所長の権限、この範囲を拡大していくということも大事な事業の1つかと思いますが、支所の権限というものを強化するという場合は、施策がバラバラになるということも半面考えられることから言うと、メリットもあるわけですが、裏のところにはそういうデメリットの分野も控えておることから言うと、先程申し上げました通り、本庁で集約をして、それを存分に支所の方で発揮出来るという体制、要するに連携をとりながらということが、一番良いかと、そういうふうな考え方を持っております。

岸部会長： よろしゅうございますか。春日委員。

森吉町春日委員： 総合的には確かにそうなんです、今の県の体制を見て下さい。現場の声が全然通りません。一次産業が衰退してきている。地方の権限が強くなって

きていますね。だから確かに総合的な調整は必要ですよ。でも本当に重点的に、例えば観光であるとか農政全般と言っても、畑作が中心のところもある。いろいろ果樹とかありますよね。そうしたものをやっぱりある程度重点的に取り入れるということを考えていかなければ、本庁方式でいくのは、それはそれとしては結構なんですけど、やり方によってやっぱり考えて進めていくことがその合併初期においては大変重要な問題になってくるのではないかなと、この点に関して言えば同じですよ。今まで通り同じと。いかにその重点的な施策なり、財政投資をして、観光振興していきなり、産業振興していかということが、新市の課題になっていくでしょうから、そうしたことを踏まえて、観光だけではありません。全部ですね。そうした取り組みをしていただきたいもんだなと思います。

それから議会事務局については、おそらく清水さんから話があると思うんですが4町で議会運営協議会を作りまして、その体制について申し入れた筈ですので、その経過がどうなったのか、清水さんからでもお話ししていただければ幸いです。

岸部会長：　そうですね、これは、今日は機構図でございますので、当然これに機構図の如何によっては、今のような運用にも影響がくるわけでございますので、まず今日は機構図を見ていただいて、運用についてはその次に考えていただきたいということにしたいと思いますからよろしくお願いいたします。議会のことについて、事務局では何かありますか。ちょっとお待ち下さい。今、春日委員の方から要請がありましたので、清水委員お願いします。

鷹巣町清水委員：　この間、4町の議会の運営協議会が組織されました。その時に、いわゆる今日、合併法定協に機構の人員配置が出るという中で議会の事務局体制は、今のそれぞれの議会の定数を割らないようにとの決議みたいなものがなされました。それを私に即時申し入れしてほしいと、こういうことでしたので、次の日に早速、分科会が開かれるという情報が入っておりましたので、そういう申し入れをいたしました。それが経緯であります。

岸部会長：　事務局の方では、その件で何か。専門部会の方で、話がありましたら。

事務局：　この中には議会事務局6名になっていますが、通常ですと6名で間に合うと思うんですが、例えば議会が近いとか或は、協議会があるという6名ではとても間に合わないということで、このまま6名で全部やるというのは無理かと思いますので各支所に議会担当を1名ぐらい置いて、そして鷹巣支所には議会、議場に

近いものですから、ここには議会担当を3、4名緊急発令をしまして議会等々の時にはその兼務発令した者に議会を手伝ってもらおうという形をとって、おおよそ9人か10人ぐらいという陣容にしたらという内々話しはしております。具体的には詰めておりません。以上でございます。

岸部会長： よろしゅうございますか。はい、それでは山田委員。

阿仁町山田(賢)委員： 新市になった場合の行政機構というものは、出来るだけ簡素化して、そして一緒にやれるところは一緒にしていくというような考え方をもって、おそらくは進められるものだと、思うわけです。そこで私がお尋ねしたいことは下水道というものは上水道と非常に関係が深いわけで、水がなければ下水道も使えない。こういうことで今、下水道工事が各町村で進められているから、過度期的なことだといいいけども最終的にはやはり上水道と一緒にした上下水道課というふうに1本にして課内でやっていただいた方がスムーズにものが進むんじゃないかなと私は考えますが、どうしてこういうふうに2つに分けなければいけなかったのか、その理由がありましたらお知らせ願いたいと思います。

岸部会長： はい、その理由につきましてお願いします。

事務局： 今回、組織機構図の中に建設部、下水道課を設けております。それから公営企業にかかわる水道課を設けておりますが、水道課の場合は公営企業の法適用の関わりが出てきますので、独立した考え方で組織を作っております。現実的には組織上はこうなっておりますが、現実的には下水道課と水道課は一緒にの体制の事務室を考えておりますので今後ともこういう組織上ではありますが、仕事は一緒にやるという前提であります。

岸部会長： よろしゅうございますか。他にございませんでしょうか。小林委員。

阿仁町小林委員： 基本的なことをお伺いしたいと思います。組織機構図というのはやっぱり市の行政運営の根幹を成すもので、基本的なものですから前回の法定協でまだ精査していないということで、今回かなり詰めたものが出てきましたけれど、出来れば事前配布してほしかったと思います。

それから、伺います。この機構策定の基本的な考え方、冒頭、事務局長から住民サービスを基本にしたという話でしたけれど、恐らくこの中味を見ますと各町村の抱えている事情とか政策課題、そういうものを積み上げてこういうものが出

来たのかと思っています。もう1つは、今いる 42,000 人の市の人口を見た場合に先進地でどの程度の行政機構になるかということ参考にしたかということです。

もう1つ、この種のものというのは市長の意思が反映されることが本来なんですけれど、市長選は合併後ですので、そういう点で組織機構図は今回これで確定的なものか。それから黄色の部分、これは何を意味するのかということ説明願いたいと思います。恐らく他の町村で抱えている共通の事務部門は本庁に集約するというのは、この辺にあると思っていますけれど、そのところを説明いただきたいと思います。

それから各町村では、しからばどの部門が具体的に本庁に集約されるのか、詳しく説明いただければありがたいです。それから課が37課出てきますが、それぞれ4名から8名の職員ですが、それでも管理職扱いということで課長を張り付けるのかということ。それから出先機関の166人について、その中味を具体的に説明いただきたいと思います。

それから先程の森吉さんからも意見が出ましたけれども、総合支所に対して、6つの課を張り付けするという機構図になっています。6つの課の中で緑で書いている数字の持っている支所については、それなりの課が張り付けになるという理解でいいのか。これから行きますと、鷹巣町3課、合川、森吉が4課で、阿仁が5課なっていますが、阿仁にはどういう課が張り付けになるのかということと、それから3町にあったその課が殆ど全部本庁に集約されるものか、その辺ところをご説明願います。

岸部会長： 6つか7つありましたが、事務局でどうぞ。

総務企画部会： そうすれば、ちょっとメモをとったんですが、順序逆になるかも知れませんが、お願いしたいと思います。

まず、今回の組織機構図に係わって基本的な考え方ということでございましたが、先程事務局の方からも説明いたしましたが、1つは合併時点で住民サービスの低下をまねかない。1つはこれまでの4町が執り行ってきた住民との関わりの事務については、出来る限り各支所で行えるようにしたというのが基本的な考え方です。まあ、大前提と言えるかもしれません。

それとこのぐらいの部の数、或は課の数というご指摘もあるわけですが、1つは行政サービス、これに対してその住民の考え方、ニーズとういうのは1年1年変わってきております。それに対応出来るというのが1つの考え方でありまして、それと従来は、町であったものが今度市になると当然ながら市の職員として知識、

或は資質の向上というものは、当然併せ持っていかなければならないわけですが、それにプラス、高度な専門的な関わりが出てくるであろうということが想定されます。もちろん、それにはそれ相応の知識も要求されるということは考えられるわけで、今回、そういうものを1つ盛り込んだものです。

それから1つはスリムにするということ。これは今後当然検討しなければなりません。効率的な行政体制の整理というのは当然必要ですので、これは今後の対応となります。それで合併時、急激な変わりよう、変革を押えてスムーズな移行に行きたいというのが、今回の組織機構の基本的な考え方であります。それと、他町村との関わりについて、参考に取り扱ったのかということなんですが、秋田県内やその他の全国の優秀なところの参考になるということは、事前に資料を取り寄せて検討いたしました。

それから3点目ですが、資料の中で組織図の右側の方に各施設関係を記載しております。その中で黄色く着色してあるのは、これまで4町の役場の職員が係わる施設という意味合いで見えていただきたいと思います。そうすれば、全く着色しておらない施設がございますが、基本的にここに掲載してあるのは、これまで4町が設置条例を設けて執り行っている施設を全部記載しております。それで黄色く着色しているのが、今回組織機構の職員数との関わりがございますので、それぞれの施設で見えていただきたいと、こう思います。それと支所の課長の張り付けですが、阿仁町を例にとれば、課が5つになりますということです。企画総務課、それから市民生活課、総合福祉課、産業建設課、今回新たに設けます観光振興課、そこに着色されておるところがそれぞれの支所に課として設けますということです。そこに課長を張り付けるのかということは、今後の人事とのかかわりがございますので、それはそれとしてやります。それで鷹巣の場合ですが、森吉、合川については4課でございます。鷹巣については産業課、建設課、あと市民生活課が関わってきます。あとの分野は本庁と兼ねるという意味合いで、この表を見ていただきたいと思います。ちょっと、メモが追いつかないところもありまして、落ちているところがあったら教えて下さい。

岸部会長： よろしゅうございますか。どうぞ、小林委員。

阿仁町小林委員： あまり早口で失礼しました。出先機関166人とありますけれど、その具体的な内訳です。もう一度伺いたいのは、本庁に集約する部門で各町村ではどの部門がいくかということについてご説明願いたいと思います。

事務局： 施設、出先機関の職員数でございますが、お渡ししております資料、組織図の

課に黄色く塗っている箇所、それぞれ医療推進課には、合川国保診療所、阿仁町立病院が載っているわけですが、ここに入っている人数をずっと2枚目の教育委員会の方まで足していただくと、この資料の職員数についてということで2頁目の1番下の欄にございますが、そちらの行政機関の人数になるということでございます。市長部局が118人、市長部局以外が48人ということで、合計166人となっております。

事務局： 各役場から本庁に来るといふか、そういう意味合いの質問かと受け止めましたが、基本的には住民サービス全般に亘るところの事務については、総合支所にそのまま残しますという考え方でありまして、それで、管理部門、総括的なことをやる部門については、本庁で実施するということ。管理部門は具体的には総務、企画、財政部門というような捉え方、それに属するものと捉えていただければよいかと思っております。

岸部会長： よろしゅうございますか。他にございませんでしょうか。はい、簾内委員。

鷹巣町簾内委員： 細かいことはいいですね。今いる職員を上手に苦労して配分したと思っておりますので、それはそれでいいわけですがけれども、私は合併を機会に組織のみならず、職員の考え方も当然変えるべきだと思っております。そこで、この組織図を作る前に今、指定管理者制度が出来まして、これからの自治体には会社組織を作って自治体が会社を運営してそこに受託させて、それを指定管理者としていく方法があります。これが最も斬新的で、それが非常に功を奏す。もちろんやり方によってですけど、そういう良い例が高浜市にあります。愛知県です。この高浜市は指定管理者ということで受託業務が沢山あります。今町でやっている業務の中でも例えばですよ、この真ん中にある産業課、農林課の中の右側に71の細かいものがあります。この8人でこれを管理するのは大変だと思っております。ですから全部何もかも新市でやるんじゃなくて受託業務として任せるといふ考え方はなかったのか。初めからいる職員を上手に配分することです。私は合併を機会に画期的なことを取り入れてやるのが本来ではないかと思っておりますけれど、これを見ると一番最初に言った観光振興課とか、これを阿仁町にということいろいろ牧場とか、何とかそういうのがあるので、そこへやったのかもしれないけれど、そういう大きなこれからの先に向かって行くというのが見えなかったもので、ただ、割り振りしたのではないかと、それで苦労したのではないかとということなのです。

第1に、これから新市をどういふふうにもって行くかという考えた方からすれば、いろんな考えた方があったと思うんですけど、私にはそれが見えてこない。

そういう考え方、誰か専門部会の中で提案して組織図に反映させようとしたアイデアがあったのかどうか、まず、これを聞きたいと思います。

岸部会長： それでは、事務局。

事務局： 指定管理者制度の関係につきましては、分科会なり専門部会の中で議論がございましたが、合併が3月22日ということですので、どうしても新しい市で指定管理者については、委託を進めていくという考えにまとまっております。そういうことですので、当面は議会の議決を受けずに指定管理者を取り入れるということは、いかなものかということが第1点でございます、今回合併当初ではそちらの関係は見送るという考えにたっております。ですので合併後、一定期間、1年なりの間をおいて慎重にご議論をいただきながら、指定管理者制度については取り入れるようにしていくという形が良いではないかという結論でございます。又、各課にいろんな施設が沢山ぶら下がっておりますが、施設の関係につきましては、あくまでも管理は職員がいるところは職員と、職員がいないところについては、その施設が所在する支所の方で重点的に見ていただくということですので、この組織図によります本庁の課の方で直接手をかけていくという形にはならないと考えてございます。私からは以上です。

岸部会長： よろしゅうございますか。はい、どうぞ。簾内委員。

鷹巣町簾内委員： 合併してすぐ、一番問題なのは議員の数が73名ということで、その73名の議員がどういうふうにして議会運営していくかについては、確かに非常にこの一年間は大変だと思いますけれど、この組織図自体は全くその73名のと、関係ないので、私は最初からやっぱり難しいから、この一年間過ごしてから様子を見て徐々にやるというのは、やらないに等しいんです。合併を機に思い切ってメスを入れてやるということに、それこそ大きな改革があるのであって、せっかく指定管理者という制度があるわけですので、その指定管理者をやって委託していくと、相当なメリットが一般に言われているように職員に関しては3人退職したのに1人補充と、こういうのも自然に今の指定管理を用いてやっていくと可能なような気がします。それから、学校管理とか、警備保障とか、そういうのはもう目に見えて、相当長く安くできる。今、既に警備保障とかそれぞれの町で委託して配置したそれが設定して、元を取れているわけですから、半分でも3分の1でもなるはずなんです。ですから経済的にも、それから人の面を見ても目に見えていいということが分かったら、やっぱり出来れば何か1つ2つは組み込んで

らいたかったなあと、まだ組み込むべきじゃないのかな、ひとつの布石としてです。そういうこの組織図を含めてもう一度何かの部門について、何については言わないですけど、せっかく議論したとすれば、何が一番話題になってきて、指定管理にこれは向いているという感じを受けたのか、そこまでの説明をお願いします。

岸部会長： 今のご意見ですけれども、指定管理者制度はもちろご存知で、お話しておると思っておりますけれども、まず応募する、議決を経る、平成18年の5月までとか、そういういろいろな条件がありまして、これはやっぱり議会、市議会が出来てから討議するというもんじゃないかなと思います。それと、今合併してすぐに新市がスタートした時に職員は今までの職員そのままで行くわけですから、その中で考えていかなければならない。指定管理者にすると、逆に言うと職員が余ってくるという事態がすぐ起きると思います。いずれそういうふうなのを含めて、議会でやはり討議していただくという具合にしたいと思っておりますけれども、如何ですか。それじゃ、簾内委員の言う具体的なところを、どこをどういう具合に決めてございますか。

鷹巣町簾内委員： 指定管理者ということについて、専門部会で話し合ったと聞いています。先程説明してもらったように、指定管理者として出来るのは沢山あるんです。1つ1つ喋っていけば、20も30もあるので、ちょっと大変で、時間かかります。ですからただ、私はそういう姿勢で別にこの指定管理者というのは非常に今の合併について、役立つというか、機構ももちろん議決行為かも知れないけれど、途中でも可能なわけです。別にスタートが同時でなくても、例えば新市が3月22日にスタートして、夏からでも実行出来ることだし、又、スタートするにあたってはそれこそ4月1日からやる気になれば可能です。新市の議会はすぐやるわけですので、そういう姿勢が指定管理者というのは十分検討したというので、どういう部門が一番取り入れやすいかという話し合いをしたかというのをお尋ねしているんです。1つ1つはちょっと省略させていただきます。時間がかかるので。

岸部会長： それは、すぐ答えられますか。

事務局： 指定管理者制度につきましては、一番最初に現在、管理委託をしています施設、特に観光施設とか多いわけなんですけど、そちらの方では直接、もう4月1日時点で動こうかというところまで考えがいったようでございます。ですから先程申し

上げました通り、なかなか議決云々、それから手続き上、旧町で公募して、その中で選定をして議会にかかるかという形になるのか、それとも合併後、新市に移行して、そのあと公募して、それから指定管理者に移行するという形になるのか、そこら辺の事務の流れもございまして、最終的には合併後にきちんとした形で公募してそれから選定をするという形が良いと思います。その選定した上で議決をいただくという形が最も望ましい形ではないかということで、今回は提案をしなかったというか、指定管理者制度は取り入れなかったということでございます。

岸部会長： 指定管理者制度につきましては、今の体制の中でも各町で今でも出来るものであれば、それは移行することを考えられて、私は結構だと思います。市としてやる今の機構図の中から抜けということであれば、これはやっぱり市になって市議会の中で決定していただくという具合にするのが順当だと思いますので、その辺のところよろしゅうございますか。まず、いろいろご意見があるのはよく分かりますけれども。他にございませんか。はい、どうぞ。小林委員。

阿仁町小林委員： 先程、課の課長の話が出て人事のことだということで明確な答え無かったですけれど、3月22日に新市がスタートした場合、そういう管理体制、或は部長、課長、係長という体制がしっかり締めくくりになっていなければ、サービスも十分に徹底しませんので、その種のものが市長が選ばれる前に決定されるものかどうか。或は人事の裁量権というのは市長にありますので、市長の人事の裁量権を若干余地を残した形の人事になるのか。それから11日に統一地方選、知事選挙とやるのかと、決定するのが最短だと思いますので、選管はいずれ議決要件になっていますので、その点、新市になってやるものか、その前段でやれるものか、その辺のところ教えて下さい。

岸部会長： それについては、事務局の方から。

事務局： 選管の件につきましては、暫定の選管ができます。それから、新市の市長選が知事選と同一選になるかどうかというのは、県の選管の専決事項で、県の選管の方で市長選も一緒ですよ、ということを決めれば市の方も自動的にそれに従うという形になります。あと、人事の配置につきましては、私の方からは発言できません。ただ、新市になって市長が出来るまでの間、部長、課長がないということはありませんので、そういうのは事前に協議の上によって行われることになると思っております。

岸部会長： よろしいですか。人事については新市がスタートする前に協議して決まると
思います。それから暫定の市長の職務代行者がいます。他にございませんでしょ
うか。はい、どうぞ。檜森委員。

鷹巣町檜森委員： さっきの質問がちょっと逆になったんで訂正をしておきますが、新市
の機構が住民に心から受け入れられる、分かりやすい、どういう考えのもとでこ
ういうものになったのかということを知りたいと住民に分かるような説明をしていただき
たいと思います。これを一瞬見て、情熱を感じられないです。そこだけ申し伝え
ておきます。

岸部会長： 分かりました。早速これは協議会だよりの中で、今度市が発足した時、こう
なりますよという事を示しますので、よろしくお願いします。他にございません
か。

(なし、の声あり)

岸部会長： よろしいですか。それでは機構図につきましては、このような形でスタート
するという事にしておきます。報告の第22号「介護保険事業の取扱い」の具
体的調整について事務局の方から説明願います。

事務局： 報告第22号でございますけれども、介護保険の関係で、介護認定審査会につ
いてでございます。右の方の表を見て下さい。具体的内容といたしましては、合
併時に統一を図る。現在、鷹巣町が5合議体あります。それから合川町、森吉町、
阿仁町が4合議体あります。合併時に統一を図るということで、審査会の構成は、
6合議体（鷹巣町3、合川1、森吉町1、阿仁町1）です。そして委員定数につ
いては、1合議体につきそれぞれ5名で合計30人とする。報酬については、鷹
巣町を除く3町の例によるということで1日あたり10,000円とする内容です。
以上が報告関係であります。

岸部会長： はい、ただ今のこの審議委員、審査会構成並びに委員数についてございま
すが、如何でしょうか。

(異議なし、の声)

岸部会長： よろしゅうございますか。それではそのように決定させていただきます。

それでは、次に進んでよろしゅうございますね。報告第23号「納税関係」の具体的な調整について事務局より説明して下さい。

事務局： 報告第23号「納税関係」の具体的な調整ということで、納税貯蓄組合の補助金等ということでございます。納税貯蓄組合に対する補助金については が事務費、これが1世帯あたり300円。 が運営費、これが1世帯あたり3,000円。 が推進費、新規加入組合員に対して1人あたり500円とするというのが専門部会の報告であります。それから基準は合川町におきながら、3町の方を調整した場合ということで検討したことでございます。次のページが口座振込みであります。現在、鷹巣町、森吉町でやっておりますけれども、口座振込みについては、新市の金融機関等と調整を図り、市内の全ての金融機関及び郵便局での口座振替を推進するということでございますので、ご報告申し上げたいと思います。以上です。

岸部会長： ただ今事務局の方から特に納税貯蓄組合に対しまして、説明があったわけですが、ご意見ございませんでしょうか。はい、檜森委員。

鷹巣町檜森委員： 町の税金には納税組合がある。県の税金には納税組合が無い。国の税金にも納税組合が無いわけです。それで、果たして納税組合がなければ徴税が困難であるのか、かつての税を納めていない時の納税組合でありますから、今こういうふうにして、例えば町民税の場合で言うと、指定された事業所の中からも徴収がかなりの額で占めていると思います。それから固定資産税の場合でありますと、法人の償却資産の方の納税の額が大変大きな額を占めていると、そういうことになってきますと、果たして納税組合の制度がなければ困るのか、ということなんですが、その点についてお聞かせを願いたいと思います。そうすることによって、今いろんな事務費が果たしてどのぐらい使われているのか、それでどのぐらいの金額が上がっているのかということをお教えいただければありがたいと思います。

岸部会長： それでは専門部会長さんの方から。これを見ますと各町によって非常に組合数とかも違いもあるようで、これを踏まえて。

財務税務部会： 専門部会ですが、2点ほど大きくなされたと思っております。国、県の関係を含めて、特別徴収ですが、事業所、等々であるわけでありましたが、これの関係等、いわゆる納税貯蓄組合、確かに分科会はじめ専門部会でも議論になったところでした。現状で例えばそういうものに対する奨励金と言いますか、これが

必要かどうか、さらに取扱いまでということですが、町村によってはこの組織的な納税方法によって非常に徴収率が良い。これもまた事実でございます。従いまして、これは廃止できないということもかなり議論の中でありました。又、費用の関係でございましたが、総体的には4町で扱っている分、これを2,000万円ぐらい見ております。14年度の実績で見ますと2,050万9千円となっております。現状の調整方法でいきますと1,624万9千円ということございまして、その差が約430万円、これを超えるということで計算をいたしておりました。

岸部会長： はい、どうぞ。檜森委員。

鷹巣町檜森委員： 私もかつて納税組合に入っておりましたけれども、一番の問題点は納税通知書が第三者の目に触れるということです。この点についてはどう考えますか。納税通知書の納税額全てが、本来守られなければならないことが、第三者によって知れるということに対しては、どう考えていますか。

岸部会長： お答えできますか。個人的な意見になるでしょうけれど、檜森委員の意見としては、必要無いという意見が強いように思われますけれども、鷹巣町は人口の割合からいくと組合員数が2,036人ということですし、他の方で、合川さんの場合は5,175人、結構多いですね。

鷹巣町檜森委員： それはいろんな状態を考えれば、国民健康保険とかいろいろなことに分ければそういうふうになる話で、世帯数で見ればそんなにないんです。ですから、今の個人情報との関係も含めながらどういうふうにお考えになっているか。

事務局： 確かにその点も出ております。従いまして、納税組合の中でも若い人から知られるのがいやだと、見られるのがいやだという、知られるということと同じことですが、そういうことがありまして非常に納税組合離れの一端にもなっているということも聞いております。

鷹巣町檜森委員： そうすれば納税組合があって徴収されている額は、国民健康保険を除いてどのくらいありますか。私は殆どの場合には名前だけの納税組合で、自主的に金融機関に持って行って納付をするか、役場の窓口で納付しているのが現状でありまして、納税組合本来が集めて納付するということは殆ど無いというふうに認識しておりますが、その認識の違いについて説明して下さい。

岸部会長： いや、特に合川町では非常に納税組合数も多いし、誰か合川の皆さんからご意見、知恵、教えていただきたいと思います。

合川町成田委員： うちの方では、納税組合が要するに、檜森さんから話された国保税の問題もあるけれども、何か共同体意識が非常に強くて、納税組合で毎年旅行なんかしているわけです。それが楽しみで共同意識があるので、逆に言えば納税をできるだけ皆で頑張ってお応えしようという、すごくそういう意識が強いと思います。従ってうちの方の場合は、これがなくなると収納率がた落ちになると思います。

岸部会長： そういう実体があるそうです。

鷹巣町檜森委員： かつては、鷹巣でも各町内が納税組合の奨励金を貯めて、旅行したという経緯があるわけですがけれども、今は無くなっても納付率は落ちてないです。国の税金を納税組合を使って収めたという話は聞いたことがない。それから県の税金だって収めたという話は、納税組合を使って収めたという話はありません。いずれにしても今の中で千何百万円もかけて、果たして続けていいのかということです。そうすると辺りの人に対して不公平なんです。何百万円も納めている人に還付も貰えないとすれば、大変不公平なんです。税を取るのに公平で、あとの拒否するものは不公平だというのは、そんな話はないと思います。

岸部会長： 前に決めた調整の内容はどうか。

事務局： 調整内容で、今その県の方でも納税貯蓄組合連合会とか、そういう団体の方には補助金を、本年度はどうか分かりませんが、2、3年前までは確か出していたということは聞いております。そして県の方でどうして出しているかと言いますと、個人県民税、これは町民税と一緒に徴収していただきまして、県に収めていただいておりますので、その関係で県の方も納税貯蓄組合の方に補助金を出したと聞いております。

岸部会長： 前の調整方法をちょっと読んで下さい。

事務局： 調整内容は、納税貯蓄組合に対する補助金については、合併時に再編する。納税奨励金については合併時に廃止するというのが、調整項目としての決定事項でございます。

岸部会長： それに沿って、まず、調整してこのような形になったということでございます。はい、どうぞ。小林委員。

阿仁町小林委員： 私も納税組合を一時管理した関係で、やはり守秘義務を組合長の良識をとということで、それを信じてやっていかざるを得ないんです。もし、納税組合が無くなったら阿仁町の歳入、ガタ落ちしますので、それが実態です。プライバシーをいかに守るのがこれからの課題だと思っています。1つお聞きしたいのは、私、なじみがないですけど、私の認識不足ですが、運営費、1世帯あたり3,000円とありますが、この中味ちょっとお知らせ願います。

岸部会長： それ、部会長の方から、1世帯あたりの3,000円について。

鷹巣町檜森委員： さっき納税組合のことで沢山収めているというけれども、どのくらい収めているか教えて下さい。奨励金1,600万円でも、2千何百万円でもどのくらいの徴収金額があるのか。

岸部会長： 今のようなものは、出ないとすればこの次にしてもいいですか。

ここで、ちょっと休憩を取りたいと思います。約10分の休憩をとります。あの時計で15分から始めます。

(午後3時04分)

(休憩後：午後3時17分)

岸部会長： それでは、お揃いのようなようですので再開いたします。先程の徴収額とか、1世帯あたりの3,000円に対する問題とか、そういうふうな金額については次回に又調査の上、報告いたします。よろしく願います。

それでは、その次の24号「児童福祉事業」の具体的な調整について入ります。事務局から説明を願います。

事務局： 報告第24号「児童福祉事業」でございます。1頁をご覧になって下さるようお願いしたいと思います。1は保育料の関係でございます。これについては、具体的な保育料については、合川町の例により、合併時に統一を図るということで、ただし、阿仁町については激減緩和措置をして段階的に引き上げ、3年後に統一した料金とする。これは第6回協議会で確認済みですけれども、これに基づきまして、阿仁町の各年度ごとの保育料はということで、別表の1、2の方に記

載しております。3頁でございますけれども、3頁に阿仁町の場合に、3年間で緩和措置を図るというものでございます。そして統一した保育料は、4月1日より適用するというのが報告でございます。続きまして、すこやか育児手当でございますけれども、今日差し替え分と事前配布していました資料の中で、すこやか育児手当事業について載っておりますけれども、すこやか育児手当は、まだ検討中の案を付してしまいまして誠に申し訳ありません。この頁をまず削除して、あくまでも、すこやか出産一時金貸付金事業、就学祝い金事業、これらについて報告したいと思えます。

この子育てすこやか育児手当については、もう少し時間をいただいて次回まで提案しながら進めていきますので、よろしくお願ひしたいと思えます。すこやか出産一時金の貸付金事業でございます。これについては、退院時における一時的な出産費の支援事業といたしまして、新生児1人につき30万円を限度として無利子の貸付制度を創設するというところでございます。貸付け期間は3ヶ月以内として一括返済をするということです。それは保険の方で手続きにより、いわゆる出産の方の費用が発生しますと一時的にどうしてもまとまった金額を支出しなければいけないというものを考慮したものでございます。

就学祝い金事業ですけれども、これはひとり親家庭、母子家庭、父子家庭ですけれども、小学校、中学校の入学時に1人につき一時金として1万円を支給するというところでございます。

次に、放課後児童健全育成事業でございますけれども、これは料金について、森吉町の例によりまして、合併時に統一を図る。障害保険料については、実費負担とする。運営は市直営で合併時に実施する。これが第6回協議会で確認済みです。調整後の追加提案ということで、運営についてでございますけれども、ただし、鷹巣町の17年度からの新設クラブの運営については、社会福祉協議会へ委託する。基本的には直営でやりますけれども、暫定的なという考え方でございます。以上が報告でございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

岸部会長： ただ今の事務局の説明について、如何でしょうか。女性の委員の皆さんからご意見ございませんか。これでよろしゅうございますか。よろしいですか。

(はい、の声あり)

岸部会長： この方向で、異議ないということなので、このように決めさせていただきます。ありがとうございます。

岸部会長： それでは第25号「学校教育事業」の具体的な調整について事務局から説明下さい。

事務局： 報告第25号の「学校教育事業」でございます。1頁に調整内容といたしまして、合併時まで調整するものということで、(1)から教育委員会委員、(6)が学校給食事業・給食費とあります。これに基づきまして、具体的内容が2頁に記載しております。教育委員でございますけれども、委員数は、法令に定めにより5名とする。報酬及び給料は、鷹巣町の例により、次のとおり統一することとございます。委員長が月額38,000円。職務代理が35,000円。委員33,000円。給料の方は教育長が581,000円です。それから鷹巣阿仁部教育事務協議会でございますけれども、これについては合併の日の前日をもって解散するということとございます。それから、遠距離通学費の補助事業でございますけれども、補助対象の通学距離を小学生4km以上、中学生6km以上とする。補助制度の実態は多岐にわたっておりますので、激減緩和措置として、新市において段階的に調整し、3年以内に統一した制度を定めるということとあります。この制度を統一するということ考えたわけですが、各4町の状況を見たところ、なかなか難しいということで、3年以内に調整をするということとございます。

次の3頁が、奨学資金事業でございます。これについては、次のとおり統一するというので、現在、森吉町、阿仁町が実施しておりますけれども、貸付金額、それぞれ高等学校、高等専門学校、短期大学、大学となっております。返済期間については、貸与期間終了後の3ヶ月経過後ということで、それぞれ年数を載せております。返還の方法については、月賦、半年賦、年賦それぞれ返済の方法を載せております。あと貸付審査会を設置した場合は、委員数が6名と、報酬については6,500円と設定しております。

学校給食事業の運営委員会でございます。学校給食法で設置が定めておりまして、これも名称としては北秋田市学校給食運営委員ということで、委員数が30名以内、報酬が1日6,500円、これについては一般住民のみが対象です。

次の頁が、学校給食事業の給食費でございます。一食あたりの給食費がそれぞれ小学校の場合は、合川地区が250円。それから合川地区以外が270円。中学生の場合は全地域が300円ということとございます。納入方法については口座振替方式とするということとまとめたわけとございますので、ご報告申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

岸部会長： それでは、いろいろ学校教育事業についてはあるわけとございますけれども、最初の2頁のところから順番に進めたいと思いますが、教育委員につきまして如何でしょうか。

(異議なし、の声あり)

岸部会長： よろしいですか。異議なしの声が上がっておりますので、他に声がないよう
ですので、そのように決定させていただきます。それじゃ、その次の2番はよろ
しゅうございますか。

(異議なし、の声あり)

岸部会長： じゃ、そのようにさせていただきます。3番の遠距離通学費補助事業につ
きまして、如何でしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。その
次、奨学金の貸付け事業につきまして、如何でしょうか。はい、檜森委員の方か
ら。

鷹巣町檜森委員： ちょっと数が分からないので、教えて下さい。この森吉町と阿仁町で
は、何人の方に奨学金を、現在どのぐらいの貸付け残高になっておるのか。それ
から財源はどこなのか。それから2点目ですが、いろんな育英資金があるので、
この今回の新市の場合に奨学金を現在、これ以外に奨学金を日本育英会でもど
こからでもいいわけですから、貸与されている人数がもし、お分かりになったら教
えて下さい。それともう1つは、本当に奨学金が必要だと思われる人の人数を把
握しているかどうかということも教えて下さい。

岸部会長： それじゃ、今の3つにつきまして、部会長さんの方から分かっている分につ
いて。

教育部会： 貸付け、現在行っているのは、ご存知の通り森吉町と阿仁町、阿仁町では1
4年度から実施という形になっておりますが、貸付を行っている森吉町は、
現在9名。阿仁町は10名です。年間貸付け金額は、森吉町は288万円、阿仁町
は312万円、合計600万円となっております。

それから、償還はまだ、阿仁町さんは発生してないですが、森吉町さんは18
人、償還が始まっております。基金として取り扱っておりますが、森吉町さんは、
現在基金の残高は1,550万円。阿仁町は604万円、両方合わせまして2,154万円
という額です。それから、財源は一般財源からの繰出しだと思います。

それから他の制度の貸与、どのぐらい利用されているかちょっと分かりませ
ん。他の制度での利用者、町村でのということでしたが、ちょっとそこはつかん
でいないです。必要な人数というところですが、今回この貸付け制度を決めさせ

ていただいたのは、最新で作られたのが阿仁町さんでしたので、14年度そのものを踏襲しながら作らせてもらいましたが、予算計上としては、概ね、このぐらいの人数じゃないかなという形で、今回基金を積み上げる形をとらせていただきました。ちなみに、本年度必要な基金額としましては、1,482万円、それがずっと6年と8年償還と単純にいきますと、目標積立額は1億6千万円程になるうかと思えます。

岸部会長： はい、どうぞ。檜森委員。

鷹巣町檜森委員： この件については、前にも申し上げましたけれども、基金を積むと、それから基金から貸与するというのではなくて、この新しい北秋田市になったら市民の中から、この基金の貸与、例えば割引債という形で買っていただいて、それをお貸しすると、そうすると利息というのは今大変安いわけでありまして、それを例えば5年償還とか10年償還という具合にして、その考え方ができるわけでありまして、この財政の多難な折に1億円とかいう、その必要が無いわけで、むしろ分かりやすくなるはずですので、市民の中から調達するという方法もひとつ考えてみたら如何かなということ、この前に提案をしたわけでありまして、この件については検討をなさいましたか、なさいませんでしたか。

岸部会長： はい、部会長さん。

教育部会： 専門部会の中では、協議されなかったです。

岸部会長： はい、どうぞ。檜森委員。

鷹巣町檜森委員： そうすれば、もう少しお伺いしたいわけですが、1億円の基金を作るためには一般の財源の中で大変難儀だと思えるわけですが、そうすると今の状態で、いつまでも低金利ではないわけでありまして、堀部さんに伺いますが、1億円のお金を調達すると、どのぐらいの金利を支払えばよろしいかということは難しいと思うんですが、今のあなたの預金をしている範囲内でお聞かせ下さい。

岸部会長： どうぞ。堀部部会長。

教育部会： 0.04ぐらいだと思います。

岸部会長： はい、どうぞ。檜森委員。

鷹巣町檜森委員： 今、子供を取りまく情勢は、高学歴化、高学歴ですよ。学歴ではないですよ。ここをちょっと間違わないで下さい。この中において子供を持つということが大変な重荷になっておるわけです。ですから人材を作るということで、そういう市民の方々に余剰のお金を育英資金に貸し付けるということで、募集するとか言って効率の良い新市を目差す奨学金を改めて作ってほしい。それから、もうひとつ、本当に困っている人々が、制度が分からなくて我慢しているんです。制度が分からないために、これは学校でもいろいろ配慮しているようですが、なかなか子供さん、親御さんに通じないんです。その点も新市でいろいろところから調達をしてみると、1億円を調達しても、いくらもかからないです。こういうような発想をひとつ新市に入れて奨学金制度を確立をしていただきたいという旨を要望して終わります。

岸部会長： はい、ありがとうございます。それでは、次に、小笠原委員。

合川町小笠原委員： 奨学金の制度を市で統一して行うということは大変いい事だと思います。制度の内容について、ちょっと詳しく教えてほしいと思います。1つ目は対象者に制限があるのかどうか。どういった方々に貸付するのかということが1つ。それと年間の貸付枠を制定するのか、例えば何人というふうに枠を決めて貸付けするのかということと、あと他の奨学金と併用できるのかどうかということ。最後は、森吉町の専修学校を対象からはずした理由ですね。以上4つの質問です。

岸部会長： それでは、堀部部会長。

教育部会： 審査にあたっては、貸付けに審査委員を予定しておりますので育英資金貸付審査会があります。対象者につきましては、阿仁町のものを読ませていただきますが、学校教育法に規定している高等学校、大学及び短期大学に入学予定という形になっております。このことから、森吉町さんは前段で専修学校を入れたんですが、学校教育法という定めもきちんとしておこうという形から、今回は専修学校は省かせていただきました。

それから他との併用はやっぱりだめじゃないかという形の協議がなされております。それから、予算の関係であります。先程申し上げました1,582万円につきましては、こんな形で予算が盛り込まれることになるかと思っております。鷹巣町大

学10名、高校10名という形です。そうすると420万円と240万円です。現行の制度であります。合川町大学3名、高校5名。森吉町大学5名、高校5名。阿仁町大学3名、高校5名というような形で盛りますと、大学が882万円、高校が600万円の合計で1,482万円、こういうような形で盛りましたが、運用につきましては予算の範囲内とか、その時々の流れによって運用していければよろしいかなということで、協議の中で話し合いました。以上です。

岸部会長： はい、どうぞ。小笠原委員。

合川町小笠原委員： なぜ質問したかと言うと、この制度が周知されると殺到する可能性があると思うんです。例えば、15名とか、鷹巣町さんとか、大学に入られる方、市でこういう制度をやったということになると、その時期になると相談がかなり来るんじゃないかなと思ひまして、その貸付け枠とか対象者、そういったものをしっかりしていないと不公平感が出てくるんじゃないかなということで質問させていただきました。そこら辺を留意されて有意義な事業になることを期待したいと思います。

岸部会長： ありがとうございます。じゃ、山田委員、どうぞ。

阿仁町山田（賢）委員： 阿仁町で浜田町長になった時の話しですが、高校生が内陸線を使って通学するというので、私の記憶では1ヶ月36,000円ぐらいかかります。何とか定期の購入費に対して補助金を出していただけないかという話がたくさん出たわけなんです。ところが、例えば大館に行っている場合、能代へ行っている場合、それらの生徒は皆下宿しているわけなんです。そういうことになれば通学定期券だけに補助金出すわけにいかないと。そうすれば下宿されている方にも何らかの形をしなければならぬということで、それでは具合が悪いので、定期に対する補助は差し控えるということになりました。そこで考えたのが、この奨学金であったわけなんです。ですから、ただ国の育英資金とか、それから県でも何かこの種の貸与制度があるわけですが、やはり審査が厳格でなかなか借りられないと、だから町村の場合は少しぐらい緩和しても、今話したような実質的な学校に通わせる父兄の負担をできるだけ掛けないようにしたいと、こういうのでこれを始めたわけですので、幸い檜森さんも小笠原さんもさらに内容を充実して市でやって欲しいという強い要望もありますので、私もぜひとも新しい市になった場合には、この奨学制度というものを充実していただくことを要望して、当面はこの原案でお願いしたいと思います。

岸部会長： はい、ありがとうございました。他にございませんか。よろしいですか。

(はい、の声あり)

それでは、これはこのような方向で決めさせていただきます。それじゃ、その次5番目の学校給食につきまして如何でしょうか。よろしいですか。はい、どうぞ。山田委員。

阿仁町山田(博)委員： この代金の納入方法を口座振替にするということですが、例えば阿仁の場合は、協力委員を通じて集めているわけなんです。これをすぐ切り替えしてすぐ出来ればいいんですけども、猶予期間みたいなものを見えていますか。

岸部会長： それでは、口座振替について事務局から説明して下さい。

教育部会： 森吉町さんも、給食集金協力員というのがあって、補助金を出しながら運営してあったケースがあったんですが、やっぱり一般の町民から公金を集めるというのは、収納の率は非常に高いと伺っていますが、安全面とか事故のことを考えると、なかなかできる制度ではないなということで、今回住民の方々も口座振替することによって大分安心感が生まれるんじゃないかという話が出ていました。

岸部会長： よろしゅうございますか。山田委員。

阿仁町山田(博)委員： だから調整として、口座振替にするということですね。だとすれば、聞いているのは今まで全部そうだといいんだけど、そうでないところ、例えば阿仁とか森吉の場合、そうでない方法であったわけですから、一応方針が決まったら、新年度からこうするんだよという周知をしておかなければ、いろいろと混乱が生じるんじゃないかということが危惧されます。きちっと理解してもらおうための手段を講じて欲しいと思います。

岸部会長： 分かりました。それでは、次の3頁のところの運営委員会についてはよろしいですか。30名以内、報酬1日6,500円。よろしいですか。

(はい、の声あり)

岸部会長： それではそのようにいたします。第25号につきましては、これで調整が終

わったこととなります。それじゃ、その次26号の社会教育事業について、事務局の方からお願いします。

事務局： 社会教育事業でございますけれども、これについては図書館の事業、これを具体的な調整内容ということで、合併時に統一するというところでございます。それで現在、2つの町の図書館がありますので、これが名称として北秋田市立鷹巣図書館、北秋田市立森吉図書館という名称。それから開館時間については、9時～17時、休館日は第三日曜日、それから毎週水曜日、年末年始については12月28日～翌年の1月4日ということでございます。運営については、図書館協議会を設置いたしまして、その委員の定数は10名以内とするということでございます。それから、公民館図書室ということで合川町、阿仁町にありますけれども、これについては、公民館事業として新市に引継ぐということでございます。2頁目が体育指導員の関係でございますけれども、合併時に統一するという具体的内容の中で今年は委員定数については、ということでありまして、65名以内、任期は2年、報酬は年額30,000円。人数については平成19年の国体がありますので、それに向けてどうしても体育指導員の協力もかなり必要だということで、65名ということでございます。以上であります。

岸部会長： 如何でしょうか。最初の1頁の方からいきましょう。図書館事業の方ですが、どうでしょうか。

(なし、の声あり)

岸部会長： よろしいですか。それではよろしいということで、異議無いようでありますのでそのようにいたします。

それでは、その次の2頁の体育指導員についてであります。今、これから国体があって65名の方たち全員が2年間そのままという形になっております。よろしゅうございますか。

(はい、の声あり)

岸部会長： 無いようですので、では、そのようにいたします。

一通りこれで今日の案件が終わりました。報告事項が終わったわけでございますが、事務局の方でその他につきましてありますか。

事務局： その他ということで、事務局の方から報告したいと思います。1つ目は、お手元にあります決定書ですが、これは県知事からの合併決定書になりますが、前段で会長からご報告にあった通りでございます。

2つ目は、新市の指定金融機関の選定の報告でございますけれども、4町長間で数回にわたり協議してきたところ、北秋田市の指定金融機関を、秋田銀行にするということで合意いたしました。それから、会長の職務代理者、今までは松橋町長さんでございましたけれども、近藤新町長さんが入りましたので、4町長間で協議したところ、新職務代理者に副会長の浜田阿仁町長さんをお願いすることになりました。それから福祉事務所についてこれから新市で準備して行くわけでございますけれども、12月1日付けで県の方に各町から1名ずつ、職員の実務研修として派遣しております。生活保護を中心として今現在学んでおります。この方々が今後、3月21日まで研修ということでございます。

それから第16回の合併協議会の開催でございますけれども、現在まだ、日程を確定しておりませんが、1月下旬を目途として調整を行いながら早めに通知を差し上げたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

岸部会長： 事務局からのその他の報告について、何かご意見がありますか。はい、どうぞ。山田委員。

阿仁町山田（賢）委員： これは合併協議会の直接の議題ではないけれども、うちの方の観光協会会長も委員で来ていますけれども、自分のことなので言いにくいので、私から言いますが、観光協会は新市になってから統合すると前にこの協議会で出ています。しかし、社会福祉協議会なんかは、もう合併するための準備会がどんどん進んでおられるわけですよ。だから、観光協会も直接行政で話すことはできないかもしれないけれども、市の方から例えば補助金が出ているとすれば、将来的にはこういうふうになるとか、その方向性を出していただいて、協会事体でやはり協議して合併するとか、若しくは単独で観光協会を各旧町で立ち上げて行こうとするのか、その行先の検討をしないことには、何も分からない形でずっと合併の方向に向かっているわけですよ。その点をひとつ会長に各観光協会会長と話し合いをしていただいて、市の考え方も話をいただければありがたいなとこう思います。

岸部会長： はい、分かりました。それでは、皆さんの方からその他につきまして、ご意見ございませんか。はい、なければ本日の協議会をこれで終わりたいと思います。

特に師走の忙しいところ、お運びいただきましてありがとうございました。それでは、今回は来年1月の下旬ということでありますので、よろしく願います。

たします。どうもありがとうございました。

(午後3時53分終了)